

厚生労働省発社援 1220 第 5 号
令和 6 年 12 月 20 日

都道府県知事
各指定都市市長殿
中核市市長

厚生労働事務次官
(公印省略)

令和 6 年能登半島地震による災害に係る社会福祉施設等災害復旧費の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、令和 6 年 3 月 11 日厚生労働省発社援 0311 第 11 号本職通知の別紙「令和 6 年能登半島地震による災害に係る社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、令和 6 年 4 月 1 日から適用することとされたので通知する。

各都道府県知事においては、本通知中、市町村又は社会福祉法人等に対して国庫補助を行うこととされている部分については、貴管内市町村又は社会福祉法人等に対する周知につき配慮願いたい。

新	旧		
別紙 令和6年能登半島地震による災害に係る 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱	別紙 令和6年能登半島地震による災害に係る 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱		
第1（略）	第1（略）		
第2 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金	第2 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金		
1（略）	1（略）		
（定義）	（定義）		
2 第2において「社会福祉施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。 （1）（項）社会福祉施設整備費（目）社会福祉施設等災害復旧費補助金関係	2 第2において「社会福祉施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。 （1）（項）社会福祉施設整備費（目）社会福祉施設等災害復旧費補助金関係		
区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類
①～⑨（略）			
⑩ 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年法律第52号）第9条第1項に基づく女性相談支援センター、同条第6項に基づく困難な問題を抱える女性の一時保護を行う施設（以下「一時保護所」という。）、同法第12条第1項に基づく女性自立	女性相談支援センタ ニ 一時保護所 女性自立支援施設		
	⑩ 売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条第1項及び第2項に基づく婦人相談所、同法第34条第5項に基づく要保護女子を一時保護する一時保護所、同法第36条に基づく要保護女子を収容保護するための婦人保護施設（以下「婦人保護施設等」とい	婦人相談所 一時保護所 婦人保護施設	

新				旧			
支援施設				う。)			
⑪ (略)				⑪ (略)			
(2) 略				(2) 略			
(交付の対象)				(交付の対象)			
3 災害復旧費補助金は、直接補助事業の場合においては、次の事業を交付の対象とする。				3 災害復旧費補助金は、直接補助事業の場合においては、次の事業を交付の対象とする。			
次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和37年政令第403号）第1条第2項の規定に基づき告示された特定地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）である③欄に定める設置者が設置する施設に係る災害復旧事業。				次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和37年政令第403号）第1条第2項の規定に基づき告示された特定地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）である③欄に定める設置者が設置する施設に係る災害復旧事業。			
(1) (項) 社会福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係				(1) (項) 社会福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係			
①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④国庫補助率	①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④国庫補助率
(1) ~ (5) (略)				(1) ~ (5) (略)			
<u>(6) 女性相談支援センター及び一時保護所</u>	<u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第9条第1項、第6項</u>	都道府県又は指定都市	2 / 3	<u>(6) 婦人保護施設等婦人相談所及び一時保護所</u>	<u>売春防止法第34条第1項、第2項及び第5項</u>	都道府県又は指定都市	2 / 3

新							旧							
(7) 略							(7) 略							
(2) 略							(2) 略							
4 災害復旧費補助金は、間接補助事業の場合においては、次の事業を交付の対象とする。							4 災害復旧費補助金は、間接補助事業の場合においては、次の事業を交付の対象とする。							
次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により特定地方公共団体である③欄に定める市町村が設置する施設に係る災害復旧事業に対し、④欄に定める補助根拠等により⑤欄に定める補助者が行う補助。							次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により特定地方公共団体である③欄に定める市町村が設置する施設に係る災害復旧事業に対し、④欄に定める補助根拠等により⑤欄に定める補助者が行う補助。							
また、①欄に定める施設の種類ごとに②欄に定める設置根拠等により③欄に定める地方公共団体以外の者が設置する施設の災害復旧事業に対し、④欄に定める補助根拠等により⑤欄に定める補助者が行う補助。							また、①欄に定める施設の種類ごとに②欄に定める設置根拠等により③欄に定める地方公共団体以外の者が設置する施設の災害復旧事業に対し、④欄に定める補助根拠等により⑤欄に定める補助者が行う補助。							
ア (項) 社会福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係							ア (項) 社会福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係							
①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④補助根拠等	⑤補助者	⑥補助率	⑦国庫補助率	①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④補助根拠等	⑤補助者	⑥補助率	⑦国庫補助率	
(1) ~ (6) (略)							(1) ~ (6) (略)							
(7) 女性自立支援施設 設	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第 21 条 第 1 項	社会福祉法人	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第 21 条 第 1 項	都道府県	5 / 6	4 / 5	(7) 婦人保護施設	売春防止法第 36 条	社会福祉法人	売春防止法第 39 条	都道府県	5 / 6	4 / 5	

新							旧						
	る法律 第12条 第1項												
(8)略							(8)略						
イ (略)							イ (略)						
5~8 (略)							5~8 (略)						
<u>(補助金の概算払)</u>							<u>(新設)</u>						
<u>9 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。</u>													
(実績報告)							(実績報告)						
<u>10 この補助金の事業実績報告は、次により行わなければならない。</u>							<u>9 この補助金の事業実績報告は、次により行わなければならない。</u>						
補助事業者は、別紙3又は4の様式による報告書に関係書類を添えて、別に定める日までに地方厚生局長に提出するものとする。							補助事業者は、別紙3又は4の様式による報告書に関係書類を添えて、別に定める日までに地方厚生局長に提出するものとする。						
(その他)							(その他)						
<u>11 特別の事情により6、8、10に定める算定方法及び手続きによることができない場合には、あらかじめ地方厚生局長の承認を受けて、その定めるところによるものとする。</u>							<u>10 特別の事情により6、8、9に定める算定方法及び手続きによることができない場合には、あらかじめ地方厚生局長の承認を受けて、その定めるところによるものとする。</u>						
なお、この補助金について、精算交付申請を行う場合には、別途指示する期日までに別紙5又は6の様式による報告書を地方厚生局長に提出して行うものとする。							なお、この補助金について、精算交付申請を行う場合には、別途指示する期日までに別紙5又は6の様式による報告書を地方厚生局長に提出して行うものとする。						
別表 (略)							別表 (略)						
別紙1~別紙9 (略)							別紙1~別紙9 (略)						

厚生労働省発社援 0311 第 11 号
令 和 6 年 3 月 11 日
第 一 次 改 正
厚生労働省発社援 1220 第 5 号
令 和 6 年 12 月 20 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長
厚 生 労 働 事 務 次 官
(公 印 省 略)

令和 6 年能登半島地震による災害に係る社会福祉施設等災害復旧費の
国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「令和 6 年能登半島地震による災害に
係る社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱」により行うこととされ、標記
災害において適用することとしたので、各都道府県知事におかれては、本通知中、
市町村又は社会福祉法人等に対して国庫補助を行うこととされている部分につい
ては、貴管内市区町村又は社会福祉法人等に対する周知につき配慮願いたい。

なお、令和 6 年に発生した災害のうち本要綱の交付の対象とならない災害復旧事
業については、平成 22 年 3 月 15 日厚生労働省発社援 0315 第 9 号当職通知
「社会福祉施設等災害復旧費の国庫補助について」の別紙「社会福祉施設等災害復
旧費国庫補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととする。

また、昭和 37 年法律第 150 号「激甚災害に対処するための特別の財政援助等
に関する法律」第 3 条第 5 号から第 9 号に掲げる事業ごとの施設であって、地方公
共団体が設置する施設にあっては同法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項により特別
財政援助額、又は地方公共団体以外の者が設置する施設にあっては同法第 4 条第 5
項により特別交付額が交付される災害復旧事業については、本要綱を適用せず、交
付要綱及び別途通知する特別の財政援助に係る社会福祉施設等災害復旧費交付要綱
により行うこととする。

別紙

令和6年能登半島地震による災害に係る 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱

第1 通 則

令和6年能登半島地震による災害に係る社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、法令又は予算の定めるところに従い、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）及び「厚生労働省所管補助金等交付規則」（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、本要綱の定めるところによる。

第2 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金

(交付の目的)

1 令和6年能登半島地震による災害に係る社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金（以下第2において「災害復旧費補助金」という。）は、「生活保護法」（昭和25年法律第144号）、「老人福祉法」（昭和38年法律第133号）、「介護保険法」（平成9年法律第123号）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号）（以下「障害者総合支援法」という。）等の規定に基づき、社会福祉法人等が整備した次に掲げる施設であって、令和6年能登半島地震により被害を受けた施設の災害復旧に関し、厚生労働大臣に協議して承認を得た災害復旧事業に要する費用の一部を補助することにより、災害の速やかな復旧を図り、もつて施設入所者等の福祉を確保することを目的とする。

(定 義)

2 第2において「社会福祉施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。

(1) (項) 社会福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係

区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類
① 生活保護法（昭和25年法律第144号） 第38条に基づく保護施設	保護施設	救護施設 更生施設 授産施設 宿所提供的施設	
② 次のアからエに定める施設（以下「社会事業授産施設等」）			

という。)			
ア　社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第7号に基づく授産施設 ((1)による授産施設を除く。)	社会事業授産施設		
イ　平成6年6月23日社援地第74号厚生省社会・援護局長通知「地域福祉センターの設置運営について」に基づく地域福祉センター	地域福祉センター	地域福祉センター(A型) 地域福祉センター(B型)	
ウ　社会福祉法第2条第3項第11号に基づく隣保館、生活館（アイヌ集落内に設置された建物）及び生活困窮者・ホームレス自立支援センター	隣保館 生活館 生活困窮者・ホームレス自立支援センター		
エ　昭和40年9月1日厚生省事務次官通知「へき地保健福祉館の設置及び運営について」に基づくへき地保健福祉館	へき地保健福祉館		
③ 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号) 第7条及び第40条に基づき厚生労働大臣の指定を受けることのできる養成施設	介護福祉士等養成施設	社会福祉士養成施設 介護福祉士養成施設	
④ 障害者総合支援法第	障害福祉サービス		

<p>5条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第6項に規定する療養介護、同条第7項に規定する生活介護、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援及び同条第14項に規定する就労継続支援に限る。）を行う施設（以下「障害福祉サービス事業所」という。）並びに同条第11項に規定する障害者支援施設</p>	<p>事業所（療養介護事業、生活介護事業、自立訓練事業、就労移行支援事業、及び就労継続支援事業を行うものに限る。） 障害者支援施設</p>		
<p>⑤ 障害者総合支援法第5条第2項に規定する居宅介護、同条第3項に規定する重度訪問介護、同条第4項に規定する同行援護、同条第5項に規定する行動援護（以下「居宅介護」という。）、同条第8項に規定する短期入所、同条第15項に規定する就労定着支援、同条第16項に規定する自立生活援助、同条第17項に規定する共同生活援助及び同条第18項に規定する相談支援を行う事業所</p>	<p>居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 同行援護事業所 行動援護事業所（以下「居宅介護事業所」という。） 短期入所事業所 就労定着支援事業所 自立生活援助事業所 共同生活援助事業所 相談支援事業所</p>		
<p>⑥ 身体障害者福祉法第</p>	<p>身体障害者社会参</p>	<p>身体障害者福祉セ</p>	<p>身体障害者福祉セ</p>

<p>5条第1項に基づく身体障害者社会参加支援施設、昭和37年2月27日社発第109号厚生省社会局長通知「盲人ホームの運営について」に基づく盲人ホーム及び平成8年5月10日社援更第133号厚生省社会・援護局長通知「市町村障害者生活支援事業の実施について」に基づく市町村障害者生活支援センター（以下「身体障害者社会参加支援施設等」という。）</p>	<p>加支援施設</p>	<p>ンター 補装具製作施設 盲導犬訓練施設 視聴覚障害者情報提供施設</p>	<p>ンターA型 身体障害者福祉センターB型 身体障害者デイサービスセンター 身体障害者更生センター 点字図書館 聴覚障害者情報提供施設</p>
<p>⑦ 障害者総合支援法第5条第27項に規定する地域活動支援センター</p>	<p>地域活動支援センター</p>		
<p>⑧ 障害者総合支援法第5条第28項に規定する福祉ホーム</p>	<p>福祉ホーム</p>		
<p>⑨ 生活保護法第30条に基づく日常生活支援住居施設</p>	<p>日常生活支援住居施設</p>		
<p>⑩ 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年法律第52号）第9条第1項に</p>	<p>女性相談支援センター 一時保護所 女性自立支援施設</p>		

基づく女性相談支援センター、同条第6項に基づく困難な問題を抱える女性の一時保護を行う施設（以下「一時保護所」という。）、同法第12条第1項に基づく女性自立支援施設			
⑪ 上記以外の施設であって、当該施設について国が当該施設の設置及び運営についての基準を定めており、かつ、厚生労働大臣が特に整備の必要を認めるもの	その他施設		

(2) (項) 介護保険制度運営推進費(目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係

区分	大分類	中分類	小分類
① 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に基づく老人福祉施設、同法第5条の2第6項に基づく住居としての認知症高齢者グループホーム、平成6年9月14日老計第120号厚生省老人保健福祉局長通知「在宅複合型施設の整備について」に基づく在宅複合型施設、平成12年9月27日老発第655号厚生省老人保健福祉局長通知「高齢者生活福祉センター	老人福祉施設	老人デイサービスセンター 老人短期入所施設 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム 老人福祉センター	軽費老人ホーム（ケアハウス） 都市型軽費老人ホーム 軽費老人ホーム（A型） 軽費老人ホーム（B型） 老人福祉センター（特A型）

<p>運営事業の実施について」に基づく生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に基づく介護老人保健施設、同法第8条第29項に基づく介護医療院、同法第8条第4項に基づく訪問看護の事業を行う事業所としての訪問看護事業所、老人福祉法第5条の2第5項に基づく小規模多機能型居宅介護事業を行う拠点としての小規模多機能型居宅介護事業所、老人福祉法第5条の2第2項に基づく老人居宅介護等事業を行う事業所のうち、夜間対応型訪問介護事業を行う事業所としての夜間対応型訪問介護事業所、平成26年9月12日老発0912日医政発0912第5号厚生労働省医政局長、老発0912第1号厚生労働省老健局长、保発0912第2号厚生労働省保険局長通知「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」に基づく介護予防拠点、介護保険法第115条</p>	<p>認知症高齢者グループホーム 在宅複合型施設 生活支援ハウス 介護老人保健施設 介護医療院 訪問看護事業所 小規模多機能型居宅介護事業所 夜間対応型訪問介護事業所 介護予防拠点 地域包括支援センター 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所</p>	<p>老人介護支援センター</p>	<p>老人福祉センター（A型） 老人福祉センター（B型） 老人福祉施設付設作業所 在宅介護支援センター</p>
--	--	-------------------	---

の 4 6 に基づく地域包括支援センター及び同法第 8 条第 15 項に基づく定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う事業所としての定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、同法第 8 条第 23 項に基づく複合型サービスを行う事業所としての看護小規模多機能型居宅介護事業所（以下「老人福祉施設等」という。）			
② 上記以外の施設であって、当該施設について国が当該施設の設置及び運営についての基準を定めており、かつ、厚生労働大臣が特に整備の必要を認めるもの	その他施設		

（交付の対象）

3 災害復旧費補助金は、直接補助事業の場合においては、次の事業を交付の対象とする。

次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和 37 年政令第 403 号）第 1 条第 2 項の規定に基づき告示された特定地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）である③欄に定める設置者が設置する施設に係る災害復旧事業。

（1）（項）社会福祉施設整備費（目）社会福祉施設等災害復旧費補助金関係

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④国庫補助率
(1) 社会事業授産施設			

等			
ア 社会事業授産施設	社会福祉法第2条第2項第7号	都道府県又は指定都市若しくは中核市	2／3
イ 地域福祉センター (A型、B型)	平成6年6月23日社援地第74号厚生省社会・援護局長通知「地域福祉センターの設置運営について」	都道府県又は指定都市若しくは中核市	2／3
ウ 隣保館	平成14年8月29日厚生労働省発社援第0829002号厚生労働事務次官通知「隣保館の設置及び運営について」	指定都市又は中核市	2／3
エ 生活館	平成14年8月29日厚生労働省発社援第0829002号厚生労働事務次官通知「隣保館の設置及び運営について」	指定都市又は中核市	2／3
オ 生活困窮者・ホームレス自立支援センター	令和5年7月31日厚生労働省・国土交通省告示第1号ホームレスの自立の支援等に関する基本方針	都道府県又は指定都市若しくは中核市	2／3
カ へき地保健福祉館	昭和40年9月1日厚生省事務次官通知「へき地保健福祉館の設置及び運営について」	指定都市又は中核市	2／3
(2)介護福祉士等養成施設	社会福祉士及び介護福祉士法第7条又は第40条	都道府県又は指定都市若しくは中核市	2／3

(3) 障害者支援施設等 ア 障害福祉サービス事業所（療養介護事業所に限る。） イ 居宅介護事業所、短期入所事業所、就労定着支援事業所、自立生活援助事業所、共同生活援助事業所及び相談支援事業所	障害者総合支援法第79条第1項第1号及び第2項 障害者総合支援法第79条第1項第1号及び第2号並びに同条第2項	都道府県又は指定都市若しくは中核市 都道府県又は指定都市若しくは中核市	2／3 2／3
(4) 身体障害者社会参加支援施設等 ア 盲人ホーム イ 市町村障害者生活支援センター	昭和37年2月27日社発第109号厚生省社会局長通知「盲人ホームの運営について」 平成8年5月10日社援更第133号厚生省社会・援護局長通知「市町村障害者生活支援事業の実施について」	都道府県又は指定都市若しくは中核市 都道府県又は指定都市若しくは中核市	2／3 2／3
(5) 日常生活支援住居施設	生活保護法第30条	都道府県又は指定都市若しくは中核市	2／3
(6) 女性相談支援センター 及び一時保護所	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第9条第1項、第6項	都道府県又は指定都市	2／3
(7) その他施設	別途厚生労働大臣が定める基準等	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1／2から2／3まで

(2) (項) 介護保険制度運営推進費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④国庫補助率
(1) 老人福祉施設等 ア 老人デイサービスセンター	老人福祉法第15条第1項	都道府県又は指定都市 若しくは中核市	2／3
イ 老人短期入所施設	老人福祉法第15条第1項	都道府県又は指定都市 若しくは中核市	2／3
ウ 軽費老人ホーム（ケアハウス）	老人福祉法第15条第1項	都道府県又は指定都市 若しくは中核市	2／3
エ 都市型軽費老人ホーム	老人福祉法第15条第1項	都道府県又は指定都市 若しくは中核市	2／3
オ 軽費老人ホーム（A型）	老人福祉法第15条第1項	都道府県又は指定都市 若しくは中核市	2／3
カ 軽費老人ホーム（B型）	老人福祉法第15条第1項	都道府県又は指定都市 若しくは中核市	2／3
キ 老人福祉センター（特A型）	老人福祉法第15条第1項	都道府県又は指定都市 若しくは中核市	1／2

ク 老人福祉センター (A型)	老人福祉法第15条第1項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1／2
ケ 老人福祉センター (B型)	老人福祉法第15条第1項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1／2
コ 老人福祉施設付設作業所	老人福祉法第15条第1項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1／2
メ 在宅介護支援センター	老人福祉法第15条第1項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	2／3
シ 認知症高齢者グループホーム	老人福祉法第14条	指定都市又は中核市	2／3
ス 在宅複合型施設	平成6年9月14日老計第120号厚生省老人保健福祉局長通知「在宅複合型施設の整備について」	都道府県又は指定都市若しくは中核市	2／3
セ 生活支援ハウス	平成12年9月27日老発第655号厚生省老人保健福祉局長通知「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」	都道府県又は指定都市若しくは中核市	2／3
ソ 介護老人保健施設 (併設される通所リハビリテーション事業実施部分を含む)	介護保険法第94条第1項 (介護保険法第41条第1項、及び同法第72条第1項)	都道府県又は指定都市若しくは中核市	2／3

タ 介護医療院 (併設される通所リハ ビリテーション事業 実施部分を含む)	介護保険法第107条第 1項 (介護保険法第41条第 1項、及び同法第72条 第1項)	都道府県又 は指定都市 若しくは中 核市	2／3
チ 訪問看護事業所	介護保険法第70条第1 項	都道府県又 は指定都市 若しくは中 核市	1／2
ツ 小規模多機能型居宅 介護事業所	老人福祉法第14条	指定都市又 は中核市	2／3
テ 夜間対応型訪問介護 事業所	老人福祉法第14条	指定都市又 は中核市	2／3
ト 介護予防拠点	平成26年9月12日医政 発0912第5号厚生労 働省医政局長、老発09 12第1号厚生労働省老 健局長、保発0912第 2号厚生労働省保険局長 通知「医療介護提供体制 改革推進交付金、地域医 療対策支援臨時特例交付 金及び地域介護対策支援 臨時特例交付金の運営に ついて」	指定都市又 は中核市	2／3
ナ 地域包括支援センタ ー	介護保険法第115条の 46第2項	指定都市又 は中核市	2／3
ニ 定期巡回・隨時対応 型訪問介護看護事業 所	介護保険法第8条第15 項	指定都市又 は中核市	2／3
ヌ 看護小規模多機能型 居宅介護事業所	介護保険法第8条第23 項	指定都市又 は中核市	2／3

(2)その他施設	別途厚生労働大臣が定める基準等	都道府県又は指定都市 若しくは中核市	1／2から2／3まで

4 災害復旧費補助金は、間接補助事業の場合においては、次の事業を交付の対象とする。

次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により特定地方公共団体である③欄に定める市町村が設置する施設に係る災害復旧事業に対し、④欄に定める補助根拠等により⑤欄に定める補助者が行う補助。

また、①欄に定める施設の種類ごとに②欄に定める設置根拠等により③欄に定める地方公共団体以外の者が設置する施設の災害復旧事業に対し、④欄に定める補助根拠等により⑤欄に定める補助者が行う補助。

ア (項) 社会福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④補助根拠等	⑤補助者	⑥補助率	⑦国庫補助率
(1) 保護施設	生活保護法第41条	社会福祉法人又は日本赤十字社	生活保護法第74条第1項	都道府県又は指定都市 若しくは中核市	5／6	7／10
(2) 社会事業授産施設等 ア 社会事業授産施設	社会福祉法第2条第2項第7号	(ア) 市町村 (イ) 社会福祉法人	予算措置	都道府県 又は指定都市 若しくは中核市	5／6 5／6	4／5 4／5
イ 地域福祉センタ	平成6年6月23日社	(ア) 市町村	予算措置	都道府県	5／6	4／5

一 (A 型、 B型)	援地第 74 号厚生省社会・援護局长通知「地域福祉センターの設置運営について」	(イ) 社会福祉法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	5／6	4／5
ウ 隣保館	平成 14 年 8 月 29 日 厚生労働省発社援 第 0829002 号 厚生労働事務次官通知「隣保館の設置及び運営について」	市町村	予算措置	都道府県	5／6	4／5
エ 生活館	平成 14 年 8 月 29 日 厚生労働省発社援 第 0829002 号 厚生労働事務次官通知「隣保館の設置及び運営について」	市町村	予算措置	都道府県	5／6	4／5
オ 生活困窮者・ホームレス自立支援センタ	令和 5 年 7 月 31 日厚生労働省・国土交通省告示第 1 号 ホームレスの自立の支援等に関する	市町村	予算措置	都道府県	5／6	4／5

かへき地 保健福祉 館	る基本方針 昭和 40 年 9 月 1 日厚生省事務次官通知「へき地保健福祉館の設置及び運営について	市町村	予算措置	都道府県	5 / 6	4 / 5
(3) 介護福祉士等養成施設	社会福祉士及び介護福祉士法第 7 条又は第 40 条	(ア) 市町村 (イ) 社会福祉法人	予算措置 予算措置	都道府県 都道府県 又は指定 都市	5 / 6 5 / 6	4 / 5 4 / 5
(4) 障害者支援施設等 ア 障害福祉サービス事業所	障害者総合支援法第 79 条第 2 項	(ア) 市町村 (イ) 障害者総合支援法第 79 条第 2 項に基づき事業を実施する法人 (社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人)	予算措置 予算措置	都道府県 都道府県 又は指定 都市若しくは中核市	5 / 6 (療養介護事業所に限る。) 5 / 6	4 / 5 (療養介護事業所に限る。) 4 / 5

		人、公益 財団法人 人、一般 社団法人 人、一般 財団法人 人、NPO 法人、營 利法人 等。以下 「社会福 祉法人 等」とい う。)				
イ 障害者 支援施設	障害者総合 支援法第8 3条第4項	地方税法 (昭和25 年法律第2 26号)第 348条第 2項第10 の4号及び 第10の6 号の規定に より固定資 産税を課さ れないこと とされてい る法人(社 会福祉法 人、日本赤 十字社、公 益社団法 人又は公益 財團法人等。 医療法人を 除く。)	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	5／6	4／5
ウ 居宅介 護事業 所、短期	障害者総合 支援法第7 9条第2項	(ア) 市町村 (イ) 社会福祉	予算措置 予算措置	都道府県 都道府県	5／6 5／6	4／5 4／5

入所事業所、就労定着支援事業所、自立生活援助事業所、共同生活援助事業所及び相談支援事業所		法人等		又は指定都市若しくは中核市		
エ 地域活動支援センター	障害者総合支援法第79条第2項	社会福祉法人等	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	5／6	4／5
オ 福祉ホーム	障害者総合支援法第79条第2項	社会福祉法人等	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	5／6	4／5
(5) 身体障害者社会参加支援施設等 ア 補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設(中分類)	身体障害者福祉法第28条第3項	社会福祉法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	5／6	4／5

イ 身体障害者福祉センター(中分類)	身体障害者福祉法第28条第3項	社会福祉法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	5／6	4／5
ウ 盲導犬訓練施設	身体障害者福祉法第28条第3項	(ア) 社会福祉法人 (イ) 公益社団法人、公益財團法人、一般社団法人、一般財團法人	予算措置 予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市 都道府県又は指定都市若しくは中核市	5／6 5／6	4／5 4／5
エ 盲人ホーム	昭和37年2月27日 社発第109号厚生労働省社会局長通知「盲人ホームの運営について」	(ア) 市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。) (イ) 社会福祉法人	予算措置 予算措置	都道府県	5／6 5／6	4／5 4／5
オ 市町村	平成8年5	(ア) 市町村	予算措置	都道府県	5／6	4／5

障害者生活支援センター	月 10 日社援更第 13 号厚生省社会・援護局長通知「市町村障害者生活支援事業の実施について」	(イ) 社会福祉法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	5 / 6	4 / 5
(6)日常生活支援住居施設	生活保護法第 30 条	社会福祉法人等	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	5 / 6	4 / 5
(7)女性自立支援施設	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第 12 条第 1 項	社会福祉法人	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 第 21 条第 1 項	都道府県	5 / 6	4 / 5
(8)その他施設		(ア) 市町村 (イ) 社会福祉法人又は日本赤十字社	予算措置等 予算措置等	都道府県 都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4 から 5/6 まで 3/4 から 5/6 まで	2/3 から 4/5 まで 2/3 から 4/5 まで

イ (項) 介護保険制度運営推進費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係

--	--	--	--	--	--

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④補助根拠等	⑤補助者	⑥補助率	⑦国庫補助率
(1) 老人福祉施設等 ア 老人デイサービスセンター	老人福祉法第15条第2項	(ア) 市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。以下本表において同じ。） (イ) 社会福祉法人 (ウ) 営利法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、NPO法人等（法人の種別は問わない。社会福祉法人を除く。以下「民間法人」という。） (ただし、認	老人福祉法第24条第2項 老人福祉法第24条第2項 予算措置	都道府県 都道府県又は指定都市若しくは中核市 都道府県又は指定都市若しくは中核市	5／6 5／6 5／6	4／5 4／5 4／5

		知症対応型 デイサービ スセンター に限る。)					
イ 老人短期 入所施設	老人福祉 法第15 条第2項	(ア) 市町村	老人福祉 法第24 条第2項	都道府 県	5／6	4／5	
		(イ) 社会福祉 法人	老人福祉 法第24 条第2項	都道府 県又は 指定都 市若し くは中 核市	5／6	4／5	
		(ウ) 民間法人 (ただし、 虐待のほ か、要介護 者の急な疾 病等に対応 するための 緊急ショ ーステイに 限る。)	予算措置	都道府 県又は 指定都 市若し くは中 核市	5／6	4／5	
ウ 養護老人 ホーム及び 特別養護老 人ホーム	老人福祉 法第15 条第4項	社会福祉法人	老人福祉 法第24 条第2項	都道府 県又は 指定都 市若し くは中 核市	5／6	7／10	
エ 軽費老人 ホーム(ケ アハウス)	老人福祉 法第15 条第5項	(ア) 市町村	老人福祉 法第24 条第2項	都道府 県	5／6	4／5	
		(イ) 社会福祉	老人福祉	都道府	5／6	4／5	

		法人	法第24条第2項	県又は 指定都 市若し くは中 核市		
		(ウ)民間法人	予算措置	都道府 県又は 指定都 市若し くは中 核市	5／6	4／5
オ都市型軽 費老人ホー ム	老人福祉 法第15 条第5項	(ア)市町村	老人福祉 法第24 条第2項	都道府 県	5／6	4／5
		(イ)社会福祉 法人	老人福祉 法第24 条第2項	都道府 県又は 指定都 市若し くは中 核市	5／6	4／5
		(ウ)民間法人	予算措置	都道府 県又は 指定都 市若し くは中 核市	5／6	4／5
カ軽費老人 ホーム(A 型)	老人福祉 法第15 条第5項	(ア)市町村	老人福祉 法第24 条第2項	都道府 県	5／6	4／5
		(イ)社会福祉 法人	老人福祉 法第24 条第2項	都道府 県又は 指定都 市若し くは中	5／6	4／5

				核市		
ヰ 軽費老人 ホーム (B 型)	老人 福祉 法第 1 5 条第 5 項	(ア) 市町村	老人福祉 法第 2 4 条第 2 項	都道府 県	5 / 6	4 / 5
		(イ) 社会福祉 法人	老人福祉 法第 2 4 条第 2 項	都道府 県又は 指定都 市若し くは中 核市	5 / 6	4 / 5
ク 老人福祉 センタ－ (特A型)	老人 福祉 法第 1 5 条第 5 項	(ア) 市町村	老人福祉 法第 2 4 条第 2 項	都道府 県	3 / 4	2 / 3
		(イ) 社会福祉 法人	老人福祉 法第 2 4 条第 2 項	都道府 県又は 指定都 市若し くは中 核市	3 / 4	2 / 3
ケ 老人福祉 センタ－ (A型)	老人 福祉 法第 1 5 条第 5 項	(ア) 市町村	老人福祉 法第 2 4 条第 2 項	都道府 県	3 / 4	2 / 3
		(イ) 社会福祉 法人	老人福祉 法第 2 4 条第 2 項	都道府 県又は 指定都 市若し くは中 核市	3 / 4	2 / 3
コ 老人福祉	老人 福祉	(ア) 市町村	老人福祉	都道府	3 / 4	2 / 3

センター (B型)	法第 15 条第5項		法第 24 条第2項	県		
	(イ) 社会福祉法人	老人福祉法第 24 条第2項	都道府 県又は 指定都 市若し くは中 核市	3 / 4	2 / 3	
※ 老人福祉施設付設作業所	老人福祉法第 15 条第5項	(ア) 市町村	老人福祉法第 24 条第2項	都道府 県	3 / 4	2 / 3
	(イ) 社会福祉法人	老人福祉法第 24 条第2項	都道府 県又は 指定都 市若し くは中 核市	3 / 4	2 / 3	
シ 在宅介護支援センター	老人福祉法第 15 条第2項	(ア) 市町村	老人福祉法第 24 条第2項	都道府 県	5 / 6	4 / 5
	(イ) 社会福祉法人	老人福祉法第 24 条第2項	都道府 県又は 指定都 市若し くは中 核市	5 / 6	4 / 5	
	(ウ) 医療法人	予算措置	都道府 県又は 指定都 市若し くは中 核市	5 / 6	4 / 5	
	(エ) その他厚生労働大臣	予算措置	都道府 県又は	5 / 6	4 / 5	

		が認めた者		指定都 市若し くは中 核市		
ス 認知症高 齢者グルー プホーム	老人福祉法第14 条	(ア) 市町村	老人福祉法第24 条第2項	都道府 県	5／6	4／5
		(イ) 社会福祉法人	老人福祉法第24 条第2項	都道府 県又は 指定都 市若し くは中 核市	5／6	4／5
		(ウ) 民間法人	予算措置	都道府 県又は 指定都 市若し くは中 核市	5／6	4／5
セ 在宅複合 型施設	平成6年 9月14 日老計第 120号 厚生省老 人保健福 祉局長通 知「在宅 複合型施 設の整備 につい て」	(ア) 市町村	予算措置	都道府 県	5／6	4／5
ソ 生活支援 ハウス	平成12 年9月2 7日老発	(ア) 市町村	予算措置	都道府 県	5／6	4／5

第 6 5 5 号 厚 生 省 老 人 保 健 福 祉 局 長 通 知 「高 齢 者 生 活 福 祉 セン タ ー 運 営 事 業 の 実 施 に つ い て」	(イ) 社会福祉 法 人	予 算 措 置	都 道 府 県 又 は 指 定 都 市 若 し く は 中 核 市	5 / 6	4 / 5	
	(ウ) 医 療 法 人	予 算 措 置	都 道 府 県 又 は 指 定 都 市 若 し く は 中 核 市	5 / 6	4 / 5	
	(エ) そ の 他 厚 生 労 働 大 臣 が 認 め た 者	予 算 措 置	都 道 府 県 又 は 指 定 都 市 若 し く は 中 核 市	5 / 6	4 / 5	
タ 介 護 老 人 保 健 施 設 (併 設 さ れ る 通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ヨ ナ 事 業 部 分 を 含 む)	介 護 保 险 法 第 94 条 第 1 項 (介 護 保 ビ リ テ ー シ ヨ ナ 事 業 部 分 を 含 む) 項 、 及 び 同 法 第 72 条 第 1 項)	(ア) 市 町 村	予 算 措 置	都 道 府 県	5 / 6	4 / 5
	(イ) 社会福 祉 法 人	予 算 措 置	都 道 府 県 又 は 指 定 都 市 若 し く は 中 核 市	5 / 6	4 / 5	
	(ウ) 医 療 法 人	予 算 措 置	都 道 府 県 又 は 指 定 都 市 若 し く は 中 核 市	5 / 6	4 / 5	

				核市			
		(エ) その他厚生労働大臣が認めた者	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	5／6	4／5	
チ 介護医療員（併設される通所リハビリテーション事業所部分を含む）	介護保険法第107条第1項（介護保険法第41条第1項及び同法第72条第1項）	(ア) 市町村 (イ) 社会福祉法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	5／6	4／5	
		(ウ) 医療法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	5／6	4／5	
		(エ) その他厚生労働大臣が認めた者	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	5／6	4／5	
ツ 訪問看護事業所	介護保険法第70条第1項	(ア) 市町村 (イ) 社会福祉法人	予算措置	都道府県	1／2	10／10	
					1／2	10／10	

		法人		県又は 指定都 市若し くは中 核市		
		(ウ) 医療法人	予算措置	都道府 県又は 指定都 市若し くは中 核市	1／2	10／10
		(エ) 非営利法 人	予算措置	都道府 県又は 指定都 市若し くは中 核市	1／2	10／10
テ 小規模多 機能型居宅 介護事業所	老人福祉 法第14 条	(ア) 市町村	老人福祉 法第24 条第2項	都道府 県	5／6	4／5
		(イ) 社会福祉 法 人	老人福祉 法第24 条第2項	都道府 県又は 指定都 市若し くは中 核市	5／6	4／5
		(ウ) 民間法人	予算措置	都道府 県又は 指定都 市若し くは中 核市	5／6	4／5
ト 夜間対応	老人福祉	(ア) 市町村	老人福祉	都道府	5／6	4／5

型訪問介護事業所	法 第 1 条		法第 24 条第 2 項	県		
	(イ) 社会福祉法人	老人福祉法第 24 条第 2 項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	5 / 6	4 / 5	
ナ 介護予防拠点	平成 26 年 9 月 12 日 医政発 0 912 第 5 号 厚生労働省医政局長、老発 0 912 第 1 号 厚生労働省老健局長、保健発 0 912 第 2 号 厚生労働省保険局長 通知「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時	(ア) 市町村	予算措置	都道府県	5 / 6	4 / 5
		(イ) 社会福祉法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	5 / 6	4 / 5
		(ウ) 民間法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	5 / 6	4 / 5

	特例交付 金及び地 域介護対 策支援臨 時特例交 付金の運 営につい て」					
ニ 地域包括 支援センタ ー	介護保険 法第11 5条の4 6第2項 又は第3 項	(ア) 市町村 (イ) 社会福祉 法人	予算措置 予算措置 予算措置	都道府 県 都道府 県又は 指定都 市若し くは中 核市 都道府 県又は 指定都 市若し くは中 核市	5／6 5／6 5／6	4／5 4／5 4／5
ヌ 定期巡回 ・ 隨時対応 型訪問介護 看護事業所	介護保険 法第8条 第15項	(ア) 市町村 (イ) 社会福祉 法人	予算措置 予算措置 予算措置	都道府 県 都道府 県又は 指定都 市若し くは中 核市 都道府 県又は 指定都 市若し くは中 核市	5／6 5／6 5／6	4／5 4／5 4／5

				核市		
ネ 看護小規 模多機能型 居宅介護事 業所	介護保険 法第8条 第23項	(ア) 市町村 (イ) 社会福祉 法人 (ウ) 民間法人	予算措置 予算措置 予算措置	都道府 県 県又は 指定都 市若し くは中 核市 都道府 県又は 指定都 市若し くは中 核市 都道府 県又は 指定都 市若し くは中 核市	5／6 5／6 5／6	4／5 4／5 4／5
(2) その他施 設	別途厚生 労働大臣 が定める 基準等	(ア) 市町村 (イ) 社会福祉 法人又は日 本赤十字社	予算措置 等 予算措置 等	都道府 県 都道府 県又は 指定都 市若し くは中 核市 都道府 県又は 指定都 市若し くは中 核市	3/4から 5/6まで 3/4から 5/6まで	2/3から 4/5まで 2/3から 4/5まで

5 災害復旧費補助金は、災害復旧費において次に掲げる費用については補助の対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用（災害による地形地盤の変動によって生じた地割れ等の復旧に要する費用を除く。）
- (2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を復旧することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- (3) 職員の宿舎に要する費用

- (4) 門、囲障、構内の雨水排水設備及び構内通路等の外構整備に要する費用（心身障害児総合通園センターの相談・検査部門に限る。）
- (5) 災害復旧事業以外の事業の工事施工中に生じた災害に係るもの。
- (6) 明らかに設計の不備又は工事施工の粗漏に起因して生じたものと認められる災害に係るもの。
- (7) その他災害復旧費として適當と認められない費用

(交付額の算定方法)

6 災害復旧費補助金の交付額は、次により算出する。

なお、事業ごとに算出された交付額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 直接補助事業の場合

- ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表の第2欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- イ 3の表の①欄に定める施設の種類ごとに、別表の第1欄に定める基準額の合計額を算出する。
- ウ アにより選定された額と、イにより算出した額とを比較して少ない方の額の施設の種類ごとの額（以下「国庫補助基本額」という。）に、3の表の④欄に定める国庫補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

(2) 間接補助事業の場合

- ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表の第2欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- イ 4の表の①欄に定める施設の種類ごとに、別表の第1欄により算出した基準額の合計額を算出する。
- ウ アにより選定された額と、イにより算出した額とを比較して少ない方の額に、4の表の⑥欄に定める補助率を乗じて得た額と、施設の種類ごとに算出した都道府県又は指定都市、中核市が補助した額の合計額とを比較していずれか少ない方の額の施設の種類ごとの額（以下、「国庫補助基本額」という。）に、4の表の⑦欄に定める国庫補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

(国の財政上の特別措置)

- (3) 交付要綱第2の6の(3)の表の①欄に定める区分ごとに②欄に定める対象施設の種類に掲げる場合には、本要綱を適用せず、交付要綱により行うこととする。

(交付の条件)

7 災害復旧費補助金の交付の決定は、次の条件が付されるものとする。

- ア 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、速やかに当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長の承認を受けなければならない。

- (ア) 建物の規模、構造又は用途（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）
- (イ) 建物の設置場所の変更
- (ウ) 入所定員又は利用定員
- イ 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに地方厚生局長の承認を受けなければならない。
- ウ 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに地方厚生局長に報告してその指示を受けなければならない。
- エ 事業により取得し又は効用の増加した不動産及びその従物については、適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、地方厚生局長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。
- オ 地方厚生局長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させことがある。
- カ 事業により取得し又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- キ 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額0円の場合を含む。）は、別紙8の様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに地方厚生局長に報告しなければならない。
- なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の一部（又は一支社、一支部等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。
- また、地方厚生局長に報告があった結果、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に納付しなければならない。
- ク この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙7の様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、地方公共団体以外の者にあっては、前記の調書に替えて事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- ケ 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してもなされた指定寄付金を除く。
- コ 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約において

も、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

サ 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県又は指定都市、中核市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

シ この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金の交付を受けてはならない。

ス 都道府県が市町村又は社会福祉法人等に対して、この間接補助金を交付する場合、若しくは、指定都市又は中核市が社会福祉法人等に対してこの間接補助金を交付する場合には、アからシまでに掲げる条件を付さなければならない。

この場合において、「事業」とあるのは「間接補助事業」と、「地方厚生局長」とあるのは「都道府県知事」又は「指定都市、中核市の長」と、「国庫」とあるのは「都道府県」又は「指定都市、中核市の長」と、「別紙8」とあるのは「別紙9」とそれぞれ読み替えるものとする。

セ スにより付した条件に基づき都道府県知事又は指定都市、中核市の長が承認又は指示する場合には、あらかじめ地方厚生局長の承認又は指示を受けなければならぬ。

ソ 間接補助事業者から財産の処分による収入又は補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることができる。

タ 市町村又は社会福祉法人等がスにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を取り消すことがある。

(申請手続)

8 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

補助事業者は、別紙1又は2の様式による申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに地方厚生局長に提出するものとする。

(補助金の概算払)

9 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

10 この補助金の事業実績報告は、次により行わなければならない。

補助事業者は、別紙3又は4の様式による報告書に関係書類を添えて、別に定める日までに地方厚生局長に提出するものとする。

(その他)

11 特別の事情により6、8、10に定める算定方法及び手続きによることができない場合には、あらかじめ地方厚生局長の承認を受けて、その定めるところによるものとする。

なお、この補助金について、精算交付申請を行う場合には、別途指示する期日までに

別紙5又は6の様式による報告書を地方厚生局長に提出して行うものとする。

別表

算 定 基 準

1 基 準 額	2 対 象 経 費
厚生労働大臣に協議して承認を得た額	社会福祉施設等の災害復旧（施設の復旧と一体的に復旧されるものであって、厚生労働大臣が必要と認めた復旧を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第2の5に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）
厚生労働大臣に協議して承認を得た額	社会福祉施設等の災害復旧（応急仮設施設整備に限る）に必要な賃借料、工事費又は工事請負費（第2の5に定める費用を除く。）